

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市三俣二丁目三〇番九地先 から まで</p>	<p>加須市睦町二丁目四番八地先 から 加須市三俣二丁目三〇番九地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇 一六・四九</p>	<p>七・八〇 一六・五一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一九・〇〇</p>	<p>五〇七・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>